

第5回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 会議録概要

日 時 令和2年3月23日（月）18：30～20：30

場 所 市役所4階 講堂

【出席】条例検討委員会委員 18名

執行部職員 17名

(1) 浜田市協働のまちづくりフォーラムの開催状況について

2月11日に開催された協働のまちづくりフォーラムについて、開催状況・アンケート結果の報告を行った。

【木村委員】三隅で聞いた意見として、主催が浜田市と浜田市教育委員会としていた点、浜田市長がパネリストとして出席した点について、違和感を持ったという発言があった。行政からまちづくり条例検討委員会に諮問されている中で、主催は検討委員会で実施したほうが良かったのではないかと。そういう立場から多くの市民を条例づくりの中に生かしていけたら良かったのでは。今後こういうことを計画されるときには、その辺りについて検討いただきたい。

【齋藤委員】協働という言葉の意味をもっと広く市民に知らせるところで、アンケートの自由意見にあるケーブルテレビ等を利用して広く告知をしてはという意見があり、条例検討委員会としての周知をこういう形でやっていくのはどうか。また、60歳代の若者が参加すべきだという意見にも現在のまちづくり体制はこうなっていると共感できた。「まちづくり」については、長畑会長が言われた地域づくりという言葉が市民の方に分かりやすいと感じた。

(2) 部会の検討状況について

コミュニティセンター化部会における議論の状況について、12月25日に条例検討委員会で行った報告以降の検討内容について報告を受けた。

【大橋委員】冷暖房費の無料に関する意見について、教えていただきたい。

【事務局】公民館は現在、実費部分の冷暖房費をいただいている。また、自治区ごとに違いがあるが、電気代・音響設備代について使用に応じていただいている。

【大橋委員】福祉センターでは、ボランティア団体は冷暖房費が無料となっているが、福祉センターとは全く別のものとしてコミュニティセンターを考えるのか。

【事務局】そのように考えている。

【賀戸委員】コミュニティセンターは社会教育を主にするところととらえて良いか。まちづくり委員会との関わりはいかなものか。

【事務局】二本柱ということで説明したが、現在の公民館は社会教育法に基づく

教育施設ということで、社会教育を柱としている。公民館によっては、まちづくりに深く関わっているところ、公民館が中心に引っ張っている地域も実際にあるということを承知している。今後のコミュニティセンター化については、そういった実情を踏まえて、まちづくり活動の支援、促進、推進等のまちづくりに関わる部分と社会教育の推進という大きな二本柱の拠点施設として整理していきたいと考えている。したがって、社会教育だけではない。

まちづくり委員会との関係については、現在も深くかかわっている地域もあれば、今はまちづくり委員会と公民館があまり関わっていないという地域もあり、現状として地域によっていろんな形がある。こういう形に一本化しようということは、部会の中でも結論としては出ていない。支援、促進、推進という様々な形の中で関わりながら、まちづくり委員会とコミュニティセンターと一緒に地域の課題を解決していくという形になると思っている。関わり方についても一律にというのは難しいのではないかとというのが部会の方向性である。

(3) 第4回検討委員会の振返りについて

第4回検討委員会で行ったグループワーク「協働のまちづくりにおいて浜田市の強みとなる団体とその団体に期待する役割」で出された意見の振返りを行った。

【賀戸委員】JA女性部は生産団体ではない。農業をしていなくても入れる団体であり、社会教育活動などもされているため生産団体に入れるのは間違いだと思う。

【事務局】事務局の方で振り分けを行ったものであり、訂正させていただく。

(4) 条例の柱立てについて

第3回、第4回検討委員会のグループワークで出た意見をポイントとして盛り込んだ条例の柱立て（案）について意見交換を行った。

【岡本委員】浜田らしさという言葉が出てくる。地域間の状況も違う、浜田らしさの思いも違うということでは、この先まとめることが難しいと思う。ご出席の委員の皆様「浜田らしさとはこういうものだろう」という思いがあれば聞かせてほしい。

【木村委員】柱立てについて、第2章・3章の章を一つにまとめてはどうか。「市民の役割並びに市の役割」としてまとめて章立てしてはどうか。

第5章 地域協議会のところで「設置・役割・組織・任期・委任」という項目があるが、それに「権限」を入れてはどうか。私の所属する地域協議会でそういう意見が出ている。今後地域協議会は、自治区長が無くなる代わりに、住民からのいろんな意見を代弁していく役割が加わっていくこととなっている。一定の権限、「地域協議会の意見を尊重する」というものを明記してはどうか。

第6章 まちづくり活動の推進で団体の中に、まちづくり推進委員会を列挙してあるが、まちづくり推進委員会と多種多様な主体との関わりを明確にしておく必要があるのではないかと。まちづくり推進委員会は、市民や自治会・町内会などの多様な主体が参画して組織されるものだと思う。そういう方々と協働してまちづ

くり推進委員会でその活動を推進することを明記してはどうだろうか。

第6章の次に「まちづくり条例の推進」という項目を章立てしてはどうか。先進地の資料を見ていくと、条例は理念を掲げるというだけに終わってしまうという懸念から、条例の実効性を高めるために条例を推進する体制を市の責務として明記することがなされている。「まちづくり条例の推進」ということで、一つ目は具体的な方策を定めた市民協働推進計画を策定すること。二つ目に協働のまちづくり条例の進捗を調査する市民による条例推進調査会を設置する。という先進地事例がある。浜田市の場合は、自治区制度の後継として条例策定することとなっているものであり、特にこの点は考慮いただきたい。

【三浦委員】この条例は自治区制度を進化させたもの、それに代わる制度としてこれから作られようとしていることを前提とされている。浜田らしさは何かといえば、自治区制度という思いがある。それぞれの地域で苦しんでいる、そういった地域へ寄り添う仕掛けづくり、協働のまちづくりを浜田市の事を思い、一緒に進むということを加えれば、他市の立派なものとは少し違うかもしれないが、浜田らしさが出るのではないかと思う。

まちづくり委員会や住民自治組織というのは、新市まちづくり計画が策定された時にしっかり示されていた問題である。それが10数年経ってもまだできていないところ、公民館が完全に中心になっている地域、理由は色々あると思うが、まずはなぜそうなっているかの原因究明をしっかりとっておかなければ、次の対策は打てないと思う。現場で実践している方にしっかり話を聞き、そこでの苦労話を条例に反映していかないと、結局絵に描いたモチになってしまう。

第5章に地域協議会が入っているが、協働のまちづくり条例は市民条例的意味を含んでいる。地域協議会は、市政の附属機関で市長に対して意見を述べられる権限を持っており、その機関を無理に盛り込むのではなく、まちづくり条例推進の調査機関という立場、また市政の附属機関として、地域協議会は別立てで置かれたほうが良いのではないか。

平成の合併で浜田市は4割人口が減少した。頑張っているけど、自治区制度があってもである。条例をみるとその他地域を応援する財源的なものが出てこない。社会資本又は暮らしの面で厳しい状況に置かれている地域に、何とかお金のことを盛り込んでいけば、自治区制度に代わる進化した制度だと感じられるのではないかと思う。

【花田委員】これからまちをつくっていくのは誰かと考えると、今の子ども達、若い人達がここに残ってこのまちをつくっていくと考える。前文で「若い人が出ていかない、帰ってくるまち」という言葉が出てくるが、今いる大人たちが考えて「こういうまちづくりをしてあげるから出ていかないで」というイメージではないか。ここの文面を見ていると「子ども」「若い人」と多く使っているが、やさしくしてあげなくてはならない対象のように感じられる。それ自体が問題ではないか。「いいまちにしておくから残ってね」という姿勢自体が気になった。子どもたちがこういうまちだったら戻ってくるというもの、子どもたちも条例に関わっていけば、自分たちが決めたという責任をもって帰ってくる。そういう関わり方が出来

ないかと思った。子どもたちがお客さんのように書かれていて、決めてもらったものに乗っかることは、魅力的ではないかもしれない。子どもたちが「戻って来たいまちはこうだ」、「こういうまちにしておいてくれ、自分たちが担うから」ということに繋げていきたい。子どもたちは守っていくものではない。私たちの老後をお願いする対象である。子どもたち自身の考えを取り入れることが出来ないかと感じた。

【岡本委員】幸福で安心安全なまちを作るのは行政の責務であるが、それが出来ないから「協働」でと言い、市民もやりましょうということだと思う。今まで行政がやってきたことの欠ける部分が今後でてくるということであり、「こういうことが出来ないからみんなでやってくれ」ということを示していけば、危機感が多くの人に出てくると思う。きれいな言葉だけでは気づかないと思う。

【植田委員】基本理念と市民の役割のところ「一人一人がまちづくりの主体」という言葉があるが、この「一人一人」が大人を中心ではなく、「赤ちゃんからお年寄りまで一人一人が」や「障がいを持っていても一人」であるなど、浜田に住んでいる人すべてを含んでいるということが、簡単すぎて分かりにくいのではと感じる。具体的に「赤ちゃんからお年寄りまで」「どんな状況を抱えている市民も全て一人一人が参画していく主体である」ということを丁寧に説明することで参加しやすくなっていき、そこにスポットが当たっていくのではないかと思う。

また、実際に動ける条例が少ない。活動しやすいもの、そしてそれを支援してもらえる条例というものが必要であると思っている。

【宮本委員】前文の「全ての市民の幸福」という所で、福祉というものが、今後高齢者が増えていく中で、要介護にならない取組として必要であり、「福祉に強いまち」という言葉が欲しいと感じている。もう一つ、要介護にならない為には、健康でなくてはならない。この中には「健康」という言葉が一つもないため「元気な浜田」という言葉を入れてはどうか。これは産業の元気だけではなく、自分の健康ということからも、浜田らしさが出てくるのではないかと思う。

また、「女性が活躍しやすい環境づくり」とあるが、この言葉は、「男女参画のまち」という言葉が良いと思う。浜田市では、女性の意見が通らず、男性が強いということを感じているので、そういうものもしっかり入れていければと感じた。

【賀戸委員】第1回検討委員会で、なぜ今協働のまちづくりが必要なのかをお聞きしたが、どうも納得いかない。そういうことを一番初めのところで、こういう理由で今協働のまちづくりが必要だということを盛り込んでほしいと思った。一般の方にとっては、「協働のまちづくり」は急に出てきた言葉であり、国の真似だと思われるのでは。

【齋藤委員】人口減少と高齢化社会が進み、国の地方交付金も減る中で、従来どおりの運営をしていけば当然、市の使える財源は減っていくわけである。これまで10コストがかかったものを住民参画ですれば7でできるなど、従来の効果が得られることをみんなでやっということが、私は協働の一つだと思っている。生活の基盤というのは、絶対安定が必要であり、協働の中に地域経済というもの、浜田らしい地域経済をいうものを入れたいといけないと思う。地域の基盤

は、地域経済があつて、協働があつて、自分たちが出来ることは自分たちでやっていき、それで行政コストがかからない部分を皆さんで使えるお金に回し、みんなでまちを作っていくものだと私は理解している。

【木村委員】第2章 市民の役割を「市民の役割と権利」とした方が良いと思う。権利というのは、市政やまちづくりに参画する権利を有することと、市政に関する情報を知り意見を述べる権利を有するという二つのものである。市の方は、「役割と責務」となっているので、バランスをとっていただきたい。

地域協議会の所掌事務に市長への提言事項があるが、この条例の第5章地域協議会に「一体的なまちづくりの進捗に関する事項」を入れていただきたい。

【村井委員】一人一人が浜田市全体の事を考えて活動すれば、本当は条例など要らないのではと思っている。それが出来ないから条例を作る必要がある。条例を作るからには、権利もあれば責務もある。権利を主張するのであれば、義務を遂行する必要があると思っている。要求ばかりするのではなく、市民としてやらなければならない業務も大いにあると思う。条例に記されたことは、誰がするのか。ここで私たちが決めて、地域に持って帰ったとき、あなた方が決めたことだと言われれば、それで終わりとなる。しかし、この条例を自分たちのものにしようと周知していく必要があると思う。みんなが義務を背負っていこうという、「義務」という言葉を入れていただきたい。

【大橋委員】協働のまちづくりをイメージすると、一人ではできないことでも誰かとパートナーシップを組んでいけば、より良い社会が出来き、より有効な手段になる。そして有利な結果が得られる。大切なのはパートナーシップを協働のまちづくりというイメージにすることだと思う。それぞれが主体となり、お互いが手を取り合っていくというのが条例の中にイメージ出来るものになればよいと思う。

【長畑会長】岡見公民館で協働のまちづくりについて講演を行った。その時のテーマが「みんなが主役の地域づくり」であった。皆さんに訴えていくときにその言葉を言っていければという思いがある。

【馬場委員】木村委員の意見にいくつか賛同したいと思っており、その中でも「市民の役割」に「権利」も並立させることである。先ほど村井委員から「義務」という言葉も出たが、義務については固い言葉となり柔らかく分かりやすくするためには、「役割」という言葉で補完し、それも含んでいるという整理をしてはいかがかと提案する。

「浜田らしさ」であるが、合併後自治区制度を繋いできており、それぞれの自治区で一生懸命まちづくりをやってきたことで浜田市全体が良くなってきた経緯がある。確かに人口は減っているが、それぞれの自治区が精一杯頑張ってきた。それぞれの地域のいいところを大切にしていくことが浜田らしさではないかと思う。一つお願いとして、地域協議会とまちづくり推進会議の連動である。連動により太いパイプとなり、行政の支援を受けやすくなるため、今後協議していただきたい。

【三浦委員】今書いてある文章は、耳ざわりの良い、綺麗な文章であるが、実際

のまちづくりは綺麗ではなく苦しいものであり、限られた数人に係ってくるのがどの地域も同じだと思う。だから、こういったまちづくりがなかなかできないのである。「参加」という言葉がたくさん出てくるが、「参加」ではなく、一人一人が主役というのであれば「参画」とし、入らなければ地域が出来ないという責務のようなものでなくてはならない。フォーラムで講演いただいた清國先生の先進的な話の中でも、「したくない人はしない理由を考える、参加できない理由を考える」とあった。そういう人は、その苦しみを見て知っているから、関わりを持たないようにしていると。そうではなく、一緒にやらなければいけないという書き方の条例が出来てくれば良いのではと思う。

【岩崎委員】まちづくりはやりたい者とやりたくない者がいる。そういった人を巻きこんでいく、自分のまちは自分で作るというPR、そのための条例であると思っている。根底には、自分のまちは自分で作るというのがあり、地域と行政が一体となって作ってかなければ進まないこと、それが「協働」であると。

一つの単語に様々な意味があると思う。赤ちゃんからお年寄りまでという文言を並べるのも良いが、条例とは長い文書を書けばよいというものではないと思う。短い文書でそういった意味も含んでいるということを理解しながら検討していければよいと思う。

【村井委員】まちづくりは拠点がないと思うような活動が出来ない。個人の家が拠点では、活動しにくく、人も集まらない。早く公民館がコミュニティ化し、そこが拠点化されることで、人が集えると思う。浜田自治区では、まちづくり組織がなかなか出来上がっていない現状がある。浜田自治区では「拠点がない」、「どこで人を集めれば良いのか」「公民館も集会所もない」という言葉をよく聞く。そういう場合、自宅が拠点となっており、5~6人程度しか集まれない。自分のいる周布地区では、そういった状況でまちづくりを行っている。それでは一般に広まらない。まちづくり条例はとても大切であるが、それを広めていく拠点となる場所も必要である。浜田市内では拠点の無いところがたくさんあり、そのことが一番気になっている。条例が出来れば活動したい人は必ず出てくると思うので、拠点づくりを条例と並行してやっていただきたい。

【福濱委員】私自身ピンとこなかったのが、まちづくりのルールを定めることに引っかかっている。ある程度のルールは必要かもしれないが、条例では既成の概念を取り払って、「こんなことがやりたい」「あんなことがあった方がよい」ということを入れていくほうが良いのではないかと。逆にルールを決めてしまうと入りにくくなるので、前向きな考えを書き連ねたほうが良いのではないかと考えた。まちづくりを大きくイメージしすぎており、地域づくりとして、小さな場所でも、限界集落といわれる場所でも残していくべきではないか、そういうことを相互理解し、大切なものをどうやって守っていくかということだと思う。そういうことからルールづくりを外していかないと考えた。皆さんの意見一つ一つを盛り込んでいこうとすると、ルールを外して考えていくほうが良いのではないかとこの意見である。

【三浦委員】委員20名がそれぞれ自分の地域を思いながら話し合っていると思

うが、課題がみな違う。旧浜田市は集う場所が不足していると思うが、郡部はみな拠点を持っている。背景が違う人がいろんな角度から意見を出すのは良いと思うが、気持ちが通い合うという所になかなか行きづらいのではないか。各地域の知らない部分を知る必要はあるが、協働というものがよそよそしく感じてならない。地域づくりやまちづくりは市の本業である。手の届かないところに地域住民と一緒に引き上げていこうという形であれば、どの地域も協働となっていけそうである。今は地域の事は地域で丸投げされているので、地域が疲弊している。行政主導で参画者を育てていければ、元気な地域になっていくのではないか。アクションの掛け方が悪くて地域差が出ていると思う。

【木村委員】本日の検討会議で、どこまでどのように話が進んだのかわからない。今後協議という所は、次回に回すということか。本日やろうとしていた第1章、第2章あたりを条文化し、案として提案するという事で理解してよろしいか。

【事務局】グループワークで皆様からいただいた意見を条例に盛り込むポイントとして絞らせていただいて、本日様々な意見をいただいた。主に前文や第6章まちづくり活動の推進についての意見が多かったと感じる。今後協議という項目については、事務局で条文の案をお示しできる部分ではないかと思っている。本日議論いただいた部分については、改めて整理をさせていただきたい。ただ、感想として具体的な提案や思いのこもった前向きな意見ばかりであり、どう交通整理していくのか、まとめていくのかは、正直大変な作業であると感じる。次回は難しいかもしれないが、研究することを含め事務局で条文の素案を出し、それについて皆様方から意見をいただき、熟度を高めていきたいと思っている。今回は持ち帰り、次回もう少し議論を深めていただきたい部分をお話いただくということになると思う。

【長畑会長】今後事務局と相談しながら、条文の形に具体化していきたいと思う。

(5) 令和2年度の取組について

- ・議会上程までのスケジュール、意見集約、部会のスケジュール、住民周知について説明を行った。

(6) その他（今後の取組について）

- ・次回以降の開催日等について承認をいただいた。

- | | |
|------|---|
| ①第6回 | 令和2年4月28日（火）18：30～20：30
場所 浜田市役所4階講堂 |
| ②第7回 | 令和2年5月28日（木）18：30～20：30
場所 浜田市役所4階講堂 |
| ③第8回 | 令和2年6月26日（金）18：30～20：30
場所 浜田市役所4階講堂 |
| ④第9回 | 令和2年8月11日（火）18：30～20：30
場所 浜田市役所4階講堂 |